

納付の期限等のお知らせ

	申告所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税(個人事業者)
納期限 納付の期限	令和6年 3月15日(金)	令和6年 4月1日(月)
振替日 振替納税をご利用の場合	令和6年 4月23日(火)	令和6年 4月30日(火)
延納分 延納をご利用の場合 ※納期限と振替日は同じです。	令和6年 5月31日(金)	CHECK!! 

納付額のメモにご利用ください

 円

 円

注意 申告書提出後に、税務署から納付のお知らせや納付書の送付はありません。

納付は納付書のいらない
簡単・便利な振替納税を
ご利用ください!

振替納税の利用方法や
その他のキャッシュレス納付
方法は **裏面へ!!**



既に振替納税を利用されている方へ

- 振替日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。
- 残高不足等で引き落としができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。
- 転居等により所轄税務署が変わった場合は、「振替継続希望」欄に○を記入した申告書の提出又は新たに振替納税の手続きを行ってください。

申告所得税及び復興特別所得税には **「延納」**がご利用できます

所得税確定申告分について、一括納付が困難な場合には、延納制度を利用し、2回に分けて納付することができます。

1回目	令和6年3月15日(金)まで (振替納税利用の場合:令和6年4月23日(火))	納付すべき税額の2分の1以上納付
2回目	令和6年5月31日(金)	残りの税額の納付

※ 延納期間中は利子税がかかる場合があります。

延納については
こちら



振替納税のメリット

1 簡単!

- 初回のみ「振替依頼書」を提出するだけ!
- 毎年継続して利用可能!

2 便利!

- 振替日に預貯金口座から自動で引き落とし!
- 納付を忘れる心配なし!

※残高不足等で引き落としができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。

利用方法

- ✓ 提出物 | 預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書(振替依頼書)
- ✓ 提出方法 | ①オンライン(e-Tax)で所轄の税務署へ提出する
②書面で所轄の税務署又は金融機関へ提出する
- ✓ 提出期限 | 申告所得税及び復興特別所得税 → 令和6年3月15日(金)
消費税及び地方消費税(個人事業者) → 令和6年4月1日(月)

振替納税についてはこちら



スマホからの提出方法についてはこちら



ほかにあります! 簡単・便利なキャッシュレス納付

- ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
- インターネットバンキングによる納付
- クレジットカード納付
- スマホアプリ納付



納付書がなくても
納付できるんだね!!



キャッシュレス納付
についてはこちら



納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

詳しくは、国税庁
ホームページへ



税務署 電話受付時間

8:30~17:00(土日祝除く)

国税庁ホームページでは、確定申告についての情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

